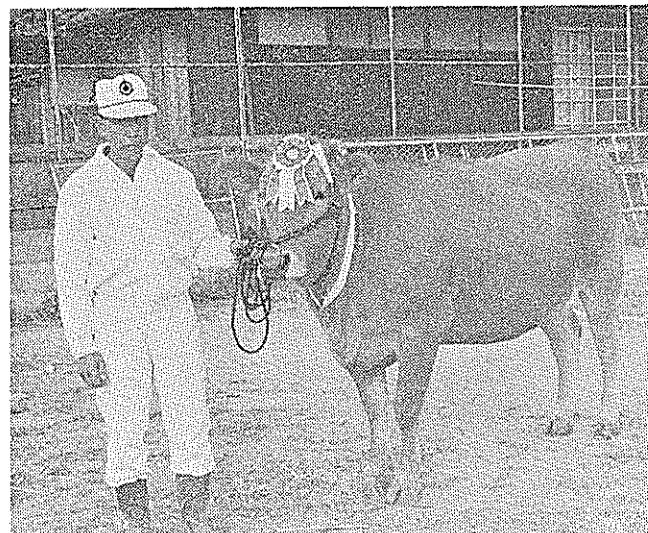


THE KōHō NANKOKU

広報ナリコト



## モー子さん入賞

十一月の上旬、徳島県鳴  
島町で行なわれました。四  
国連合畜産共進会で、岩崎  
久俊氏（五区）の飼育して  
いる「いわさき号」が褐毛  
和種の部で、優秀賞の第一  
席に入賞し、共進会長の賞  
状と、銀の賞牌、額賞を受  
けました。

なんとややこしいのは、あちこ  
ちと入り乱れている後免町週辺の  
大字名である。後免町と思つてい  
るところが実は大塙であつたり、  
東崎、下野田というところがあつ  
たりする。▼土浦の後免町駅附近  
から西へ、高月の裏と、香長病院  
の人口にあるアルス美容院を南北  
に結ぶ線まではこれまた大塙であ  
る。それかと思うと香陽ハイヤー  
と道をへだてて、香長病院  
の塞田食堂の南へ三  
角状に後免町が張  
り出している。東  
町から土電の軌道  
をはさんで、後免  
町と大塙が南北に  
入り込んでいて複  
雑だ。一般に後免西町と呼ばれる  
あたりには、東崎も顔を出して三  
つともえとなり、宇田は東崎であ  
り、その下段は下野田で、野田農  
協の南は後免町であり。香長病院  
は下野田に位置している。▼むか  
しから住むものもまだくほどで  
あるから、ほかからきた人はそれ  
以上だろう。現在、住居表示法に  
より住所表示の整備を行なつてい  
る市町村もある。都市計画とともに  
町名地番の整理を早急に望みた  
いものである。



第 61 号

昭和39年11月20日

編集発行 南国市広報委員会

事務所 高知県南国市役所内

(電 2111)

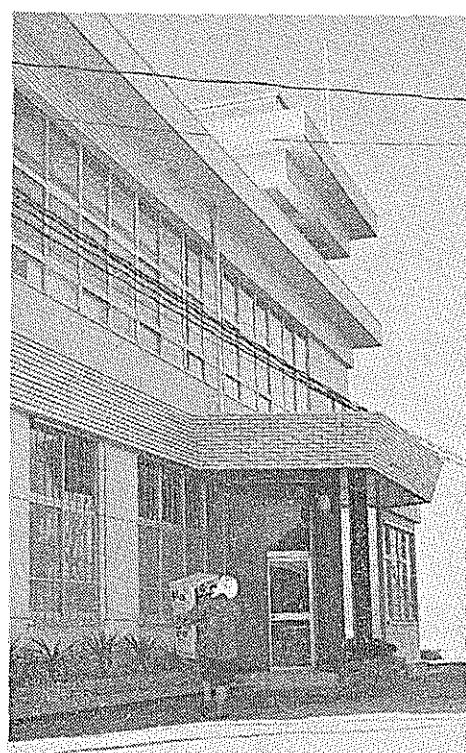
印刷 川北印刷株式会社

(電 3151)

## スマートな事務所に

## 大篠農協

市内で指折りの農協といわれる  
大篠農協も、鉄筋二階建ての明  
るい事務所になりました。



## 11月の人口

=10月の異動=

出生	49	死亡	32
転入	116	転出	105
10月末の人口	42,529		
世帯数			
10月末	11,227		



## 九月議会と

### 市庁舎の改築問題



沢 村 長

九月の定期市議会は、まる九月三十日に開会し、十月十二日閉会しました。

その間、台風二十号の被害観察はもとより、市長提出の議案十一件、議員提出四件は、いづれも原案どおり議決されました。こんどの議会は、台風二十号の被害、およびこれが対策に関する

ことが中心となり、こんど追加された一億二十二万九千円（累計六億八千三百四十二万七千円）のうち、約二千二百万円は災害に対する応急対策費として、公共および個人災害にとりあえずあることになりました。

つぎに議会内に、二十号台風災害調査特別委員会を設け、被害の調査はもとより、調査とともに、

災害の実状を十分に認識してもらいたい旨の意見が述べられました。

この意見は、台風二十号による融資のわく、起債、補助金などの獲得に努力し、市民の要望に毎年その費用部が大きく増加し

てきました。

昭和三十六年度から国保事業を始めましたが、毎年工場、事業所など的一般被保険者や、その扶養家族になるもの、及び県外、市外に転出するなどの理由で、被保険者は次のように減少しております。（表一）

医療費は毎年大幅に増えた

医療費は毎年いろいろの形で値

上げされ、また給付範囲の制限や

給付期間の制限が撤廃されたなど

の原因や、利用率の上昇などいろいろの条件が加わり、別表のよう

に毎年その費用部が大きくなっています。

市の国保被保険者の医療費を被保険者一人当たり換算すると、次

のようになります。（表二）

受診率（利用率）も三十六年度

以来次のように上昇し、三十九年

度では被保険者一人当たり一年間に

平均4回以上医療を受けるものと

推計されるわけです。（表三）

医療費の総額は、昭和三十六年

度の約八、四九〇万円に対し、三

十七年、三十八年とそれぞれ毎年

約一、八〇〇万円ずつ増額し、三

万円と、一、五八〇万円のびてお

ります。

十八年度に対し、三十九年度は、

約一、〇〇〇万円のびるものと推

計していますが、最近数ヶ月の実

績などからみると、この額をはる

かに上廻るのが予想される状況

です。

一部負担金（窓口支払額）

このように医療費が増額すれば

療養を受ける際に、医療機関の窓

口で支払う一部負担金も、その割

合で増額しますので別表のよう

です。

一部負担金（窓口支払額）

このように医療費が増額すれば

療養を受ける際に、医療機関の窓

口で支払う一部負担金も、その割

合で増額しますので別表のよう

です。

十八年度に推計される費用

はすべて中央への陳情で、関係方

面とのつながりを密にした結果と

思っています。

十八年度に推計される費用

はすべて中央への陳情で、関係方

</

## 生産増大の重点

### 広報ナンコク

(6)

## 農基法の短所

前号において「自立經營」の確立宣言である農基法第15条こそ、これを達成するための諸条項とあわせて、農本主義的な農業よりぬけ出して、経営主義的な農業樹立のため、すなわち農業が日本経済の中で適切な位置をしめるための最大の長所であるとみてきたが、それでは法三十カ条はこれで充分か、短所はないだろうか。大いにある。

われわれはむしろ長所より短所に目をつけ、これを確実に把握し短所を正すような法の運用を強く押し進めるよう政府に鞭撻し、またこれを改正するための努力を怠るならば日本農業史における歴史的な快挙である「自立經營」の確立宣言も砂上の樓閣で、大化の改革を怠るなどは日本農業史における歴史的な快挙であろう。

農基法の短所を簡単に述べると

①貿易自由化対策がない。立案の当時、すでに世界経済の流れは自由化の方に向っていたのであり、わ

が国の農産物が国際価格より平均四割ほども高かったのであるから「自立經營」の生産向上の目標に国際性を持たせるような配慮がない。ほんどのことにふれていな

い。  
②日本農業の立地条件の優位性に対する認識がない。

国民の食糧構造の変化により、

畜産の飛躍を計ることが農業改

革の重点であることが明らかであ

るならば、畜産の主な飼料が牧草

であるから、牧草生産力が欧米に

くらべ10倍の力のある日本の立地

条件こそは農業経営の最大の優位

性である。

したがって、日本の近代的農業

は農政のあり方次第で世界水準を

抜くことができる。

農基法の前文に、この優位性を

強調すべきであった。

農政の貧困からくる弱点のみに

目が走るために、外国の農業との

太刀打ちに対してファイトがわいてこない。

③農業改革の目標とタイミングの認識がない。

他産業との所得の均衡を唱えていたがらも、その目標がはつきりしていない。

10年すると他産業従事者が現在の倍の所得を得るようになることは経済成長率からみて明らかである。現在他産業の三分の一の所得しか得ていない農民が10~15年間に所

得の均衡を得るために、農業改革を考えるべきである。

④工業との調和の上に、農業改革を考へるべきである。

日本の二、三次産業が成熟期に達するまでの十

数年間、農業から一、〇

〇〇万人の人口が移動し

なければならぬとは識者

の唱えるところである。

以上、四点と共に私

たちが最も留意しなけれ

ばならないことは現在の農政のあり方である。

農基法の施行ののち政

府が取りあげた最も大きな事業は横造改革事業で

すが、これすらが法の示す方向とは離れたものになりつづけるということである。

法の施行ののち所得格

差は、むしろ増大しており、横造改善パイロット地区においてす

る、その完成のときといえどもや

り格差は現在と同じであるとい

う点においてはなにをかいわんや

である。

別表をみれば、おわかりのこと

と思いますが、成田方式が農業構

造改革の希望の星である。

私たちには、いまやこの方式の

認識がない。

現在農業と他産業との格差が1:3以上であるから

パイロット計画完成で2倍所得となても他産業も2倍以上となるので格差はなくなる。

成田計画のように6倍以上となつてこそ格差はなくなる。

業1×6=6この計算が大切

他産業3×2=6

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

10000000 ⑩⑩

# 年金 ボスト

## 国民年金のあらまし

### よくなる給付金

#### みんな加入しましよう

年金制度が発足したことの十一月は五周年となります。この制度は、農、漁業、商業など家庭にあわる人たちのためにつくられたいは新しい恩給制度です。

老後を幸せに暮すことはみんなの願うところで、若く健康で不自由なく暮している人たちには、関心がないのですが、年をとるにしたがって前の考えとは反対に、なんとなく不安定な気持ちとなり子供たちをたどるといった傾向になりやすいのです。このような悩みを取り除いてくれるものなんといつても国民年金制度だといえます。



## 人権相談所

毎月20日 中町公民館

無料法律	敬治芳照
人権擁護委員	長直弥
上野田	高島 滋
瓶前田	橋本 交
岩浜村	入

## 広報 ナンコク

年金制度が発足したことの十一月は五周年となります。この制度は、農、漁業、商業など家庭にあわる人たちのためにつくられたいは新しい恩給制度です。

20歳以上で明治44年4月2日以後に出産した日本人で、現在他の年金に加入していない方は、必ず

年金に加入しなければなりません。

このほど一市民の方より熱問題について市の教育委員会は如何なる考え方を持っているか、との問合せに対しお答えします。

現在市内の小、中学校の児童、生徒の通っている塾は習字ピアノ

ソロバン、学習の六種類にわかれ情操教育を目的とした塾は、各々

数カ所、補習教育を目的とした塾

は南国市内でも相当数有りますが

申請は一人も有りません。委員会としてはもちろん、正常な教育は学校教育にまつべきであると考え

現職の教員で現在当委員会に承認

されています。万一にも塾での補習

を行うか、今直ちにこれを廃止

するということは、諸種の事情から至難なことがあります。将来

は父兄に良く反省して、いただき

学校と連絡を密にして、学校教育の充実を一層図ることに努力して

学校と連絡を密にして、学校教育

の充実を一層図ることに努力して

母子年金を貰うことができません

また、被保険者が3年以上保険料を納めて死亡した場合は、納めた

年数により死亡一時金が支給されます。このような不幸な場合をよく考えて、保険料は忘れずに納めてください。

また、保険料を納められないと

免除の場合は年金額が納めたときよりも少なくなりますので、余裕ができたときは免除期間分の保険料を後から払っておく必要があり

せん。しかもこの制度は年々少しづつ改革されかつ五年ごとに暮らすことに見合うよう年金額が改正されることになっており、昭和41年度には年金額は少なくとも現行の二倍以上に引きあげるよう検討されています。

このように将来非常に明るい望みがあります年金制度にまだ加入していない方ではないでしょうか、

年金を受け取ることはできません。

もしありましたらいますぐ市役所市民課年金係りへ申し出て加入の手続をとってください。!!

せん。保険料は20歳から40歳までは月百円、36歳以上は月百五十円を取って、同じ年の人たちが年金の給付を受けているのに、自分が買えないということのないよういまから万全の処理をとどけておくことが大切です。そのときになつていくら申請をしても年金を受けることはできません。

保険料は期限内に納めなくてはなりませんが、もし保険料を納めないと決められており、別に国が保険料の半額を積み立てています。

この年金を受けるためには、保険料を納めなくてはなりません。保険料は20歳から40歳までは月百円、36歳以上は月百五十円を取って、同じ年の人たちが年金の給付を受けているのに、自分が買えないということのないよういまから万全の処理をとどけておくことが大切です。そのときになつていくら申請をしても年金を受けることはできません。

保険料は期限内に納めなくてはなりませんが、もし保険料を納めないと決められており、別に国が保険料の半額を積み立てています。

この年金を受けるためには、保険料を納めなくてはなりません。保険料は20歳から40歳までは月百円、36歳以上は月百五十円を取って、同じ年の人たちが年金の給付を受けているのに、自分が買えないということのないよういまから万全の処理をとどけておくことが大切です。そのときになつていくら申請をしても年金を受けることはできません。